

5 税務署

手続きは「管轄」の税務署で。
(自動音声案内は2番を選択)

- 中津税務署
TEL0979-22-3111
- 宇佐税務署
TEL0978-32-0360
- 別府税務署
TEL0977-23-2111
- 大分税務署
TEL097-532-4171
- 臼杵税務署
TEL0972-63-8522
- 佐伯税務署
TEL0972-22-0910
- 三重税務署
TEL0974-22-1015
- 竹田税務署
TEL0974-63-3141
- 日田税務署
TEL0973-23-2136



収益事業を行って「**いる**」NPO 法人は申告を。
「**いない**」場合も**収入金額によって**提出書類があります。

○収益事業を行って「**いる**」NPO 法人は

事業年度終了日から「**2ヵ月以内**」に申告を完了。

税法上の収益事業を行っている NPO 法人は、収益事業から生じた所得に対して「国税（法人税）」が課税されます。税務署から届く案内に従い申告を完了します。

案内は「**事業年度終了日前**」に届きます。

— memo —

設立後に「**収益事業**」を開始した際はすみやかに届出を。

NPO 法人設立時に税務署で確認をした際、活動の内容が「**収益事業ではない**」と判断された後、収益事業を行うことになるケースもあります。たとえば、「**事業の委託**」は収益事業に該当します。「**助成金**」などで収益事業に該当する場合もあります。収益事業をはじめた際は、すみやかに税務署に届出を行いましょう。判断に困る場合は、必ず相談に行きましょう。

認証後

10,11 ページ

3 県税事務所

4 各市町村の税務担当課

「**収益事業**」に該当した場合は、上記の機関にも届出を忘れずに

○収益事業を行って「**いない**」NPO 法人のなかでも・・・

年間 **8,000 万円超**の収入金額がある場合、「**4ヵ月以内**」に損益計算書等の提出が必要。

税法上の収益事業を営まない法人であっても、寄附金収入や会費収入などを含めた年間の収入金額（資産の売却による収入で臨時的なものを除きます）が 8,000 万円を超える法人については、事業年度終了日の翌日から 4 ヶ月以内に、損益計算書または活動計算書を税務署に提出する必要があります。

「法人税」のほかにも NPO 法人として申告納税等を要する場合があります。

●消費税および地方消費税

基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合は、消費税および地方消費税の申告納税が必要になります。

●源泉所得税および復興特別源泉所得税

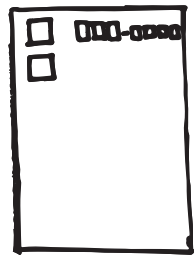
従業員に対する給与や報酬・料金等の支払いを行う場合は、その支払者が源泉所得税と併せて復興特別源泉所得税を徴収して納める必要があります。

管理・運営の Q&A

新人 NPO 法人さんからよくいただくご質問と、その回答をご紹介します。

Q1. 大分県への事業報告書等の提出は、事業年度終了後3ヵ月以内にないといけないの？

大分県（NPO 法人の所轄庁）への事業年度ごとの報告書の提出期限は、法律で定められています。必ず、事業年度終了後 3 ヶ月以内に提出しなければなりません。例えば、3 月 31 日が事業年度終了日の法人は 6 月 30 日までに、12 月 31 日が事業年度終了日の法人は翌年 3 月 31 日までに、といった具合です。書類の提出は、郵送でもかまいません。その際は、3 ヶ月以内に必着で「大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室」宛にお送りください。

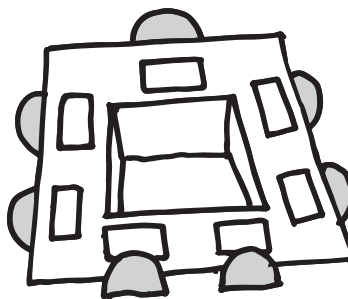


郵送での提出も可能

Q2. 総会と理事会は、いつ開催すればよいのですか？

総会には、通常総会と臨時総会があります。通常総会は、少なくとも年 1 回は開かなければなりません。ほとんどの NPO 法人は、事業報告や決算報告などは総会での議決あるいは承認事項と定款で定めているはずで、県への事業報告書等の提出は、事業年度終了後 3 ヶ月以内と定められていますので、通常総会も 3 ヶ月以内に開催しなければならないことになります。臨時総会は必要に応じていつでも開催できます。

理事会は、総会に付す事項を決めるため、総会の前には必ず開かなければなりません。また、法人の運営の執行責任を持ちますので、法人の重要な意思決定が必要な場合は、その都度開くことになります。



通常総会は、少なくとも年1回、
理事会は、総会の前には必ず開催

Q3. 総会の議事録はどのように書けばよいのですか？

- 通常、議事録には次のような事項を記載します。
- ①日時・場所
 - ②正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合はその人数）
 - ③審議事項
 - ④議事の経過の概要および議決の結果
 - ⑤議事録署名人の選任に関する事項 などです。

インターネットから議事録の例を見ることができます。参考にしてください。なお、理事会の議事録の内容も基本的には同じです（②の「正会員総数」が「理事の総数」になります）。